

鳩山町ホームページ有料広告掲載に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳩山町有料広告掲載に関する基本要綱（平成17年鳩山町告示第11号。以下「広告掲載要綱」という。）に基づき、鳩山町が管理するホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、バナー広告とする。

(広告掲載の基準)

第3条 広告は、町民生活に関連したもので、広告掲載要綱に沿ったものとし、広告のデザイン、内容等については、町ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(掲載の位置)

第4条 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

2 広告の掲載期間中において町ホームページの運用上必要が生じた場合は、町の裁量により、前項に定める位置を変更することができる。

(広告の規格)

第5条 ホームページに掲載できる広告は、バナー広告とし、その1枠の規格は、縦60ピクセル、横120ピクセル、4キロバイト以内で、GIF形式（アニメーション不可）とする。

(広告の枠数)

第6条 広告の枠数は、6枠とする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠につき月額10,000円とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、原則として1月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。ただし、年度を超えることができない。

2 広告掲載の開始日は月の初日とし、終了日は月の末日とする。ただし、掲載開始日及び掲載終了日が鳩山町の休日を定める条例（平成2年条例第8号）第1条に規定する休日に当たる場合は、町長が別に定める。

3 広告の掲載を開始する処理は、開始日の午前11時までにを行うものとする。

4 広告の掲載を終了する処理は、終了日の翌日の午前11時までにを行うものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第9条 広告の掲載希望者の募集は、町ホームページ及び広報はとやま等の広報印刷物により行うものとする。

(広告掲載期間の延長)

第10条 広告掲載期間内に、鳩山町の都合で町ホームページを一時的に閉鎖したときは、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第11条 広告の内容に関する責任並びに広告原稿の作成は、広告主が負うものとする。

2 町は、広告主が広告掲載に用いるサーバ、ソフトウェア等の障害、誤作動、業務停止等により損害を受けた場合において、その責任を負わないものとする。

3 第三者から、広告に関連して被害を被ったという請求がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主がホームページ内容の大幅な変更などを行う場合は、書面により速やかに報告しなければならない。

(所管課)

第12条 町ホームページの広告掲載に係る事務の所管課は、政策財政課とする。

(その他)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。